

令和2年大網白里市議会第2回定例会総務常任委員会

日時 令和2年6月17日（水曜日）午後1時01分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

北田宏彦	委員長	秋葉好美	副委員長
土屋忠和	委員	小倉利昭	委員
蛭田公二郎	委員	黒須俊隆	委員

出席説明員

税務課長	酒井 総	税務課主査 兼市民税班長	増村弘貴
税務課主査 兼資産税班長	佐久間 賢治		
参事（総務課長事務 取扱）	堀江和彦	総務課副課長兼選挙 管理委員会書記長	古内晃浩
総務課主査 兼人事班長	子安浩司		
財政課長	古内 衛	財政課副課長	森川裕之
財政課副主幹 兼契約管財班長	北田吉男		

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部一男	副主幹	花沢 充
主任書記	鶴岡甚幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第 4号 月1万6千円でできる入札管理委員会の設置を求めるための陳情
- ・陳情第 5号 新型コロナウイルス感染症対策における市長・副市長・正副議長・議員の月額報酬2～3割削減を求める陳情

(2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第 4号 大網白里市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 6号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第11号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について
- ・議案第12号 財産の取得について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（秋葉好美副委員長） 皆様、こんにちは。引き続き、お疲れさまです。

ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1時01分）

◎委員長挨拶

○副委員長（秋葉好美副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いします。

○委員長（北田宏彦委員長） 皆さん、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で協議する内容につきましては、陳情が2件、議案が4件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重審査、よろしく願いいたします。

○副委員長（秋葉好美副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 本日の出席議員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第4号 月1万6千円でできる入札管理委員会の設置を求めるための陳情

○委員長（北田宏彦委員長） これより、当常任委員会に付託となった陳情の審査を行います。はじめに申し上げます。

陳情第6号 新型コロナウイルス感染症対策における市長・副市長・正副議長・議員の月額報酬2から3割削減を求める陳情について、当委員会で審査を行う内容は、市長及び副市長の給料削減に関する部分であります。したがって、市長、副市長等の給料削減に関する条例案として議案第11号が関連いたします。当該陳情の審査に当たっては、議案第11号の採決結果が陳情の審査に影響すると考えられますので、陳情第6号については、議案の採決の後に審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、陳情第6号につきまして、各議案の採決終了後に審査を行うことといたします。

それでは、改めまして、これより当常任委員会に付託となった陳情第4号 月1万6千円
でできる入札管理委員会の設置を求めるための陳情の審査を行います。

陳情の内容については既にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

秋葉副委員長。

○副委員長（秋葉好美副委員長） この件に関しましては、国交省が平成16年頃に第三機関の
設置ということで促進というか、やったかと思うんですが、現状的には千葉県内54市町村あ
りますが、まだ14市しか設置をされていないということで、全体の25.9パーセントというこ
とで、なかなか9割ぐらいはまだまだ進んでいないという状況でございますので、この件に
ついては都市部のほうでは設置をされているようですけども、まだまだ市町村においては
いまだ9割が設置されていないという状況のようでございますので、このへんはよく精査し
ていただければ、なぜ進まないのかなという部分では私は非常に精査していかなければなら
ないのかなと、そんなような私の意見ですが、そのように私は思っております。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今、国土交通省のお話が出ましたけれども、今回陳情に当たって、国交省
の資料が添付されておりますね。これ第三者委員会の運営マニュアルということで、これ1
年ほど前の国土交通省が作成したものなんですよね。

これを見ると、既に設置をしている市町村はどんな状況かということ、焦点になっているの
は事務量だと経費について、経費がかかるんじゃないかという、そういう懸念に対して今回
陳情者が、それでは年間どれぐらいかかるかということでこの資料をつけたんですが、国交
省の資料によっても、大体平均すると20万円未満が8割というふうになっております。です
から、経費的にはそんなにかからないということが明らかであるわけですね。

これまでも経費の問題があったんですが、経費の点では年間わずか20万円ぐらいの経費で
済むということで、これ大事な資料ではないかと思うんですね。

この国交省の資料でイラストがあるところ、第三者委員会を設置した場合にはどういう内
容をここに諮ったらいのかということが書いてあるんですけども、この中では国交省と
しては、業務量も勘案しつつも、あるいは費用などを勘案しつつも、可能な限り多数の案件
を審議に付すことが望まれるというふうに言っていますけれども、つまりこういう第三者委
員会を設置をして、そして公平性という財政状況が厳しい中であるだけにこういう機関を設
けて、そしてこういう機関を多いに活用するということが必要なんではないかというふう

国交省自体も言っているということが資料で紹介されておりますので、そういう点を勘案すれば、陳情者の言うとおりの、入札管理委員会、第三者委員会を私は設置すべきではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 1点、蛭田委員、先ほどの添付されている資料なんですけれども、平成19年5月というふうに日付がなっておりますので、1年前の資料ではないですね。

○蛭田公二郎委員 失礼しました。

（「11年前」と呼ぶ者あり）

○蛭田公二郎委員 失礼しました。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 蛭田委員の発言とほぼ同意見でございますけれども、私からも重ねて意見を言いたいと思いますが、陳情者はこの間、内容的に同様の陳情を2回されておりまして、今回3回目というところなんですけれども、今回、国交省の資料をつけていただきましたが、国交省としても、国として地方自治体の行う公共事業には談合だとか入札がうまくいってなくて、談合だけとは言いませんが、いろいろ諸々の事情で高止まりしているという、そういう認識の中でこういう入札を調査するような、そういう委員会、それで高止まりしている公共事業費を下げようと、そういう狙いがあるわけです。

実際にこの国交省のマニュアルから11年たっているわけなんですけれども、本市にも影響のあった千葉県の大規模な山武談合事件等もあったわけですね、これは平成の大震災後の公共事業ですから、当然この平成19年の後に行われているわけで、このような事態はまだ続いているというふうに私は考えています。

そういう意味からも、今回、陳情者が年間20万円足らずで、これもその20万円というのは、20万円くらいでできるという話で、もっと例えば委員の報酬を下げれば、もっと当然少なくなるわけで、適切な額、適切な報酬で、できるだけ少ない費用でこのような委員会が設置できれば私はそれに越したことがない、そういうふうに考えます。

したがって、陳情者の願意は妥当だというふうに考えております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 土屋委員。

○土屋忠和委員 私の意見ですけれども、本市はちば電子調達システムを使用しておりまして、電子入札の方法がほとんどでございます。この電子入札導入の目的は、入札の透明性や公平

性を確保することにあります、この電子入札が取り入れられています。

私の意見としましては、現行のままの監査対応として、入札参加者もいろいろ近隣地区からもいると思いますので、今後、近隣の自治体の動向等を注視しながら、引き続き研究していくことが妥当だと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 小倉委員。

○小倉利昭委員 私も多少勉強させてもらいました。

財政課に伺いますと、本市は入札資格審査委員会というんでしょうか、というものを設置していると。参加資格の選定とか入札の内容の選定とかをする委員会を設けているということをお伺いしました。最近の価格も公表して、予定価格、最低価格も出しているということでございます。

監視委員会の設置、もちろん適切な入札を執行していただくために、それ自体は結構だと思いますけれども、本市のそういう審査委員会というものを設置して内容を検討していると、業者を検討しているということでもありますので、現在の状況でするのであれば、監視委員会と両方あってはどうかということ、ちょっと消極的にならざるを得ないというふうに感じました。

○委員長（北田宏彦委員長） 一応意見のほうは各委員のほうから出そろったようですが。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 先ほど、土屋委員から、本市はデジタル入札ですか、何というんですか、電子入札で行われているからその心配はないんじゃないかという話がありましたが、今回の国交省のマニュアル等を読んでいただければ分かるように、入札管理委員会が対応する案件というのは一般競争入札のみではなくて、随意契約もあれば、または近年本市でもよく行われているような総合入札のような形、いわゆる一般競争入札、値段が安ければいいというそういうものではない、そういう入札方式、契約方式というんですかね、そういうものもどんどん増えていく中で、ますますこの第三者機関の設置が必要だと、そういうことを一昨年でしたっけ、総務常任委員会と産業建設常任委員会で合同視察をした泉佐野市の中でも、泉佐野市では、総合入札みたいなことは全くやる必要がないんだという、そういう結果になったという、泉佐野市なりの検証の方法なので、それが本市と全く適合するとは限らないですけども、そういうことを伺ったそういう記憶がありますが。

話を戻すと、今回の第三者機関によって入札管理というのは、随意契約や総合入札等も含

めてのもので、本市には必要なことだと、そういうふうに申し上げていきたい。

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、意見のほうも出尽くしたようでございます。

次に、討論ですが、希望はございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） お諮りいたします。

陳情第4号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成少数。

よって、陳情第4号の審査については不採択と決しました。

以上で陳情第4号の審査を終わります。

◎議案第4号 大網白里市市税条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第6号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、これより付託議案の審査に入ります。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後の付託議案の採決を行います。

議案第4号 大網白里市市税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第6号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課を入室させてください。

（税務課 入室）

○委員長（北田宏彦委員長） 税務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号及び議案第6号の説明をお願いいたします。

○酒井 総税務課長 それでは、職員のほう紹介させていただきます。

市民税班長の増村です。

○増村弘貴税務課主査兼市民税班長 増村と申します。よろしくお願いいたします。

○酒井 総税務課長 資産税班長の佐久間です。

○佐久間賢治税務課主査兼資産税班長 佐久間です。よろしくお願いいたします。

○酒井 総税務課長 税務課長の酒井です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号 大網白里市市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料のほう、1ページをご覧ください。

はじめに、改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、大網白里市市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、2の改正の概要でございます。

1、中小事業者等が保有する償却資産及び事業用家屋に関わる固定資産税の軽減でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、苦しい経営環境に直面している以下の要件を満たす中小事業者等に対して、令和3年度の課税分に限定し、償却資産と事業用家屋に関わる固定資産税を軽減するものでございます。

要件でございますが、令和2年2月から同年10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べ30パーセント以上減少している場合で、認定経営革新等支援機関の認定を受けて、令和3年1月31日までに市へ申告を行った者に対し、軽減措置を適用するものでございます。

軽減措置は、連続する3か月間の売上減少割合が30パーセント以上50パーセント未満の場合、固定資産税は2分の1に軽減し、売上減少割合が50パーセント以上の場合、全額軽減します。

なお、対象となる中小事業者等でございますけれども、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人などがございます。

それから、認定経営革新等支援機関は、税務、財務などの専門的知識を有し、国の認定を受けた者、商工会、税理士などがございます。

次に、2、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長でございますが、軽自動車税環境性能割は、軽自動車を取得した者に課税され、燃費性能などに応じて税率が決まるものでございます。

この税率を軽減する特例措置について、その適用期限を令和2年9月30日から令和3年3月31日に6か月延長するものでございます。

続いて、資料の2ページをご覧ください。

3、新型コロナウイルス感染症などに関わる寄附金税額控除の特例でございますが、政府の自粛要請等を受けて中止、延期または規模の縮小をした文化・芸術・スポーツのイベントのチケットを購入した個人が、その払戻しを受けることを辞退した場合、寄附控除と同様に税負担の軽減を行う特例措置を講じるものでございます。

今回の特例では、中止等された文化・芸術・スポーツイベントのうち、一定の要件を満たすもので、文部科学大臣が指定するものが対象になります。既に音楽、スポーツ、伝統芸能などのイベントが全国で613件、千葉県内で16件、文化庁などのホームページで公表されております。

当該指定を受けたイベントについて、納税者がチケットなどの払戻しを受けない場合、払戻額について年間合計20万円まで寄附金控除の対象とすることができるものでございます。

なお、寄附金控除を受けるには、確定申告を行う必要がございます。

次に、4、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に関わる対応でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延などへの対応として、住宅ローンを借りて新築した住宅などの令和2年12月末の入居期限までに入居できなかった場合でも、一定の期日までに契約を行い、令和3年12月末までに入居した場合には、住宅ローン控除を適用できることとする特例措置を講ずるものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、概要の1及び2は公布の日から、3及び4は令和3年1月1日からでございます。

さらに、本改正に関わる周知でございますが、本案が可決されましたら、市広報紙、ホームページなどで周知する予定でございます。

次に、議案第6号でございますが、大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明資料の1ページをご覧ください。

はじめに、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことなどに伴い、大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、政令で定める課税限度額及び県が算定する標準保険料率は引上げとなりますが、新

型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえ、今回、課税限度額及び税率は改定せずに据え置くことといたしました。

次に、2の改正の概要でございます。

(1) 低所得者に関わる軽減措置の拡充でございますが、国民健康保険税は、保険税の負担能力が低い被保険者を救済するため、前年の世帯所得合計が一定額以下の場合には、均等割額と所得割額を7割、5割、2割軽減する措置がございます。

今回の改正では、経済状況などを勘案し、5割軽減と2割軽減について軽減を判定する基準額を引上げ、軽減を拡充するものでございます。

具体的には、表にございますように、5割軽減と2割軽減について、国保加入者1人当たりの判定基準額を、5割軽減は現行の28万円から5,000円増の28万5,000円に、2割軽減は、現行51万円から1万円増の52万円に改正しようとするものでございます。

続いて、説明資料の2ページをご覧ください。

この改正による影響でございますが、令和元年度のデータで試算いたしますと、5割軽減は、現行1,077世帯が20世帯増の1,097世帯となります。この20世帯は、2割軽減から5割軽減に軽減率が増える世帯でございます。2割軽減は、現行1,039世帯から16世帯増の1,055世帯となります。

それから、軽減額の合計は、現行が1億969万1,000円、改正後は1億1,040万4,000円で、影響額は71万3,000円の増を見込んでおります。

次に、(4) その他でございますが、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に関わる課税の特例が創設され、地方税法が、改正したことに伴い国民健康保険税の課税の特例に関連する附則を改正するものでございます。

この課税の特例でございますが、空き地や空き家対策の一環として、空き地の有効活用といった投資の促進、地域活性化、さらなる所有者不明土地の発生の予防などを図るため、個人の保有する譲渡価格が500万円以下の低額な一定の低未利用土地を活用した場合、長期譲渡所得から100万円の特別控除を受けることができるものでございます。

次に、(3) 施行期日でございますが、公布の日から施行し、令和2年度分から適用とするものでございます。

次に、資料3ページをご覧ください。

参考の1として、県の標準保険料率でございますが、支援分の均等割額、これを除きまして現行より増額となっております。

それから、その下の参考2の課税限度額でございますが、医療分と介護分が現行より増加しております。

それから最後に、本改正に関わる周知でございますが、本案が可決されましたら、市広報紙、ホームページのほか、納税通知書にチラシを同封して周知する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま説明のありました議案第4号及び議案第6号の内容について、ご質問等があればお願いします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 4号についてなんですが、4号の3、寄附金税額控除の特例というふうになっているんですけども、これは税額控除なんですか、所得控除なんですか、どっちなんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 酒井課長。

○酒井 総務課長 これは税額控除でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 税金から引かれる、寄附額を。

○委員長（北田宏彦委員長） 酒井課長。

○酒井 総務課長 そうでございます。

例を挙げますと、1万円のチケットを払戻ししないで寄附した場合なんですけれども、これなんか所得税のほうでは1万円から2,000円を引いた8,000円の40パーセント、3,200円が税額控除されます。市民税のほうなんですけれども、市県民税、住民税ですね。住民税は8,000円の10パーセントで800円ということで、1万円のチケットで所得税と住民税合わせまして4,000円の減税になるという計算になります。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 議案6号でしたっけ、のほうなんですけど、標準保険料率は上がったと。3ページに書いてあるんですけども、本市としては、このコロナがなければ標準保険料率に基づいてどのようにするもともととは予定だったのか、お願いします。

○委員長（北田宏彦委員長） 酒井課長。

○酒井 総務課長 その標準保険料率、かなり高額となっておりますので、今、国保財政調整基金の残高が2億4,000万ほどありますので、これを活用して一定の値上げはしなきゃいけないということだったんですけども、活用して負担の軽減をしながら、増額をお

願いするようなことを考えてございます。

以上です。

○蛭田公二郎委員 議案のほうですが、今、黒須委員からありましたように、今回据え置きになって、それが政令に比べて据え置き、これは県の標準税率に対して据え置くということ、これを見ていたら、今現在5億4,000万円ある国保基金から取り崩すというんですけれども、相当な金額だと思うんですね。その改正部分は低所得者に対する軽減は、この2ページにありますように71万3,000円ですね、全部で。この71万3,000円ですけれども、こちらのこの3ページのほうの、それぞれ医療、支援、介護分などについて、それぞれ出ていますけれども、この国保加入者全体でこうした据え置きでいって、県の標準保険料率を据え置いた分が全体として幾らぐらい据え置いた分は、なるのか、トータルでですね。

それから、課税限度額、引上げに伴う分を据え置いたことによってどれくらいになるのか。そうするとこのへんが全体で億単位で基金を取り崩すということになると思うんですけれども、結果として5億4,000万円の国保基金がこれによってどれぐらいの残額になるのか。その辺のことを今分からなかったら、後でもいいですけれども、ご答弁いただきたいと思えます。

○委員長（北田宏彦委員長） すぐ答えられますか。

酒井課長。

○酒井 総務課長 課税限度額のほうの影響額、151万円です。あと基金のほうなんですけれども、それについては市民課のほうにも確認してお答えしたいと思います。なるべく早く。

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

○蛭田公二郎委員 はい。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方はご意見ございますでしょうか。

そうしたら課長、私のほうから2点ほど、4号の中小事業者の償却資産及び固定資産税の軽減についてなんですけれども、歳入に与える影響的にはどれくらいの金額を見ているのか。

それと、6号におきまして、2ページ目の（2）その他、低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係るというところで、この低未利用地というのは具体的にこれが適用になる場合の定義というのがどのようなものなのか、示されているのか。その2点についてちょっと教えてください。

酒井課長。

○酒井 総務課長 まず、固定資産税のほうなんですけれども、今、事業用の償却資産も個人、法人とあるんですが、個人のほうは特定できるんですけれども、法人について、大企業か中小企業かというのが特定ができておりませんので、対象となるものが明確にはお答えできないんですけれども、償却資産全体で課税が2億7,000万ほどございます。このうち個人は少ないんで、仮にもう1割ですと課税ベースで2,700万なんで3,000万、それから家屋なんですけれども、家屋が全体で課税ベースで10億8,000万ほどございます。その中で事務所、店舗、工場、ホテルとか、そういった事業用家屋が税額ベースで1億2,100万、約1割程度ですので、その1割の1割ということで、あっても1,000万くらいということになるかと思います。この減税につきましては、国費のほうで補填されるということになってございますので、財政的には負担に影響はない。

それから、低未利用地の関係ですけれども、基本的にはいわゆる有効活用できないということで、更地である、いわゆる空き地です。それから、空き家、空き店舗の敷地、そういったものが該当するというふうになってございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかになければ、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、税務課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（税務課 退室）

◎議案第11号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、次に、議案第11号、市長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（北田宏彦委員長） 総務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第11号の説明をお願いします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） お疲れさまでございます。

総務課の出席職員です。

まず、総務課副課長兼選挙管理委員会書記長をしております古内でございます。

○古内晃浩総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 よろしく申し上げます。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 人事班長の子安です。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 子安です。よろしく申し上げます。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） そして課長の堀江でございます。

着座にて説明をさせていただきます。

では、議案のほうの説明でございます。

お手元には既に配付のとおり、説明資料等ございますので、議案説明資料に沿って説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第11号でございますが、市長等の給料の特例に関する条例の制定についてでございます。今般の市の厳しい財政状況を踏まえまして、市が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の財源を担保する一助とするために、市長・副市長・教育長の給料の一部を減額するための条例を期間限定して減額して支給するために制定する条例案でございます。

市長・副市長・教育長につきましては、令和2年7月1日から12月31日までの6か月間、給料額を10パーセント減額しようとするものでございます。

議案の内容につきましては、以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま説明のありました議案第11号の内容について、ご質問等あればお願いします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 質問したいんですけども、市長とか教育長の気持ちを総務課長に質問してもしようがないので、ぜひ当委員会に市長、教育長、副市長を呼んでいただけないかというふうに委員長にお願いするものであります。

○委員長（北田宏彦委員長） 課長の答弁は。

○黒須俊隆委員 じゃ、一応質問しましょう。

ほかの自治体等からも同じような同様の議案が出されている中で、昨日かおとといかの新聞によると、50パーセント、3か月なんていうね、かなり大きな減額を条例案として出している自治体もある中で、このように10パーセント、6か月という、その額をどのようにして

どんな気持ちで決めたのか。もし分かればお答えいただきたいというふうに思います。

あと、これ11号だけですか、12号は。

○委員長（北田宏彦委員長） 12号は財政。

○黒須俊隆委員 以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 今のご質問ですけれども、先ほども議案の説明で申し上げましたとおり、市長・副市長・教育長におかれましては、市の今現下置かれている厳しい財政状況ということ踏まえた中で、給料の減額を決めたと。10パーセントにつきましては、当面の措置ということで、三方で協議して決められた数字というふうに認識しております。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 市の厳しい財政状況というのは、本市特有の事情ですよ、ほかの自治体の問題じゃなくてね。本市特有の問題で市長のその失政のおかげでこういう状況になって、しかもおまけに実際延期が決まりそうではあるけれども、2年後に税金まで上げようと、そんなことを言っている中で、こんなものでとても足りないのではないか。今回の委員会には陳情として3割削減しろと、そういう陳情も来ていて、この後審査する予定らしいですが、ぜひ市長にこんなものでいいのかという質問をしてみたいと私は思っているところです。それについてお答え、課長のほうで、こんなもので足りているというふうに市長が思っているのか、思っていないのかね。お答えできるなら答えてください。

○委員長（北田宏彦委員長） 堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 今、市長の考えというご質問でございますけれども、執行部といたしましての認識としてお答えしたいと思います。厳しい財政状況を背景にして、今回コロナ対策にも財源が必要になる。そういったところで当面10パーセントの減額措置を決定したというふうに理解しております。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方は。

（発言する者なし）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、先ほど黒須委員のほうからお話のありました本議案を出された市長自身のお話を聞きたいということなんですけれども、この説明員として市長の出席を求めることについて決を採りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、お諮りします。

金坂市長に説明員として出席を求めることに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成少数。

よって、市長の説明員としての出席を求めないということによろしいですか。

その他の委員の方、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、総務課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（総務課 退室）

◎議案第12号 財産の取得について

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、次に、議案第12号、財産の取得についてを議題といたします。

財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（北田宏彦委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第12号の説明をお願いします。

古内課長。

○古内 衛財政課長 財政課でございます。

はじめに、本日の出席職員を紹介させていただきます。

まず、私の左側、手前が副課長の森川でございます。

○森川裕之財政課副課長 よろしくお願ひいたします。

○古内 衛財政課長 次に、その奥が副主幹で契約管財班長の北田でございます。

○北田吉男財政課副主幹兼契約管財班長 よろしくお願ひいたします。

○古内 衛財政課長 最後に私、課長の古内でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げ

ます。

以降、着座にて失礼いたします。

それでは、今議会に提出いたしました議案第12号、財産の取得についてご説明申し上げます。

議案第12号説明資料をご覧ください。

このたび消防団に配備する消防自動車を2台購入するに当たり、去る5月14日に制限付き一般競争入札を行った結果、東京都八王子市の日本機械工業株式会社が4,345万円で落札いたしましたので、議会の議決にすべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページの納入品概要書をご覧ください。

今回更新する自動車は2台ですが、消防ポンプ自動車CD1型を1台、これは駒込、経田、みやこ野及びみずほ台1丁目を管轄する第2分団第2班、また、小型動力ポンプ付き積載車1台については、四天木9区及び10区が管轄の第4分団第7班にそれぞれ配備するものとなります。

以上が議案第12号の概要でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま説明のありました議案第12号の内容について、ご質問等があればお願いします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 落札率について、宮間さんだったかな、何か質問しましたよね、全員協議会で。そのときに99.25パーセントだというお答えがあったと思うんですが、その計算は合っているという前提でご質問しますが、計算していないんで、合っていますよね。

○古内 衛財政課長 99.25パーセントです。

○黒須俊隆委員 今回その制限付きの一般競争入札ということで、裏に主な入札参加資格要件なんてものが書いてあるんですが、どのような制限をつけて入札を行ったのか、お答えいただきたいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 今回の入札に当たっては、令和2年度及び3年度の本市建設工事等入札参加資格者名簿、この中で物品という分類がございまして、そのうちの車両、そして特殊用途自動車という区分に登載されており、千葉県または本市から指名停止を受けていない者で、かつ過去に国または地方公共団体に消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付き積

載車の納入実績を有することを要件といたしました。

なお、本市の入札参加資格者名簿に登載がある事業者は、このときで63社ございました。
以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 今回すごく落札率が高いんですけども、近年、消防車の値段が上がっているという話は私も聞いているので、しょうがない面もあるのかもしれないけれども、これだけ落札率高いと、何らかの対策を講じる必要もあるのではないかと、そんなふうに思うわけですけども、例えば過去に消防車の納入実績なんていうことを制限の中に入れてしまうと、新規参入は永遠にできないという、そういうことになりますよね。大体ほかの自治体も似たような制限を仮にしているとすればね。もちろんしていない自治体に納入すればクリアできるんだらうけれども、そういう意味からも、とりあえずは例えば、自治体等に特殊車両、消防車ではない別の特殊車両を例えば納入した実績があればいいだとか、その制限を緩和する方法というのは、やっぱりあるんじゃないかと思うんですけども、その辺の情報というのはあるんですか。例えばこの63社でしたっけ、それ以外にも消防車を納入して、消防車以外の特殊車両だったら、例えばもっと増えるとか、その辺のところの情報があれば、お答えいただきたいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 それでは、まず導入する車両ですけども、こちらにつきましては、ポンプ装置をはじめ、水槽、その他消防用資機材を積載し、機動性及び耐久性を高めた特殊車両として艤装を行う必要があるため、確実な履行にするべく納入実績を入札参加資格要件に付したところがございます。

それから、あと先ほどもお話申し上げましたが、今回の入札に当たりましては、名簿上、特殊用途自動車という区分まで制限をかけました結果、その結果63社となりますので、消防ポンプ以外の特殊車両取扱いについても含まれている数が今のところ把握している数として63社になっているところがございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方、よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（北田宏彦委員長） では、財政課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

(財政課 退室)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第4号、大網白里市市税条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

○委員長(北田宏彦委員長) 次に、議案第6号、大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

○委員長(北田宏彦委員長) 次に、議案第11号、市長等の給料の特例に関する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 先ほどの質問の中でも申し上げましたが、市の厳しい財政状況の状態を、そういう状況になったのは、市長の責任であるところがあまりに大きい。そういう中で給料額を10パーセント減額するなんていう、しかも6か月間、私からすれば全額4年間返上してもいいという、そのくらいの、もしくは退職金全額返上なんていう、そういう市長の話も新聞で読みました。そのくらいのインパクトのあることを、これはコロナウイルスのために財源確保の一助とするためなんていうふうに制定の趣旨にありますが、そうではなくて、自分の放漫経営の責任を取って減額するものだとは本来書くべきだと、そんなふうにするわけですが、ただ、この減額とか、そういうことに自分の給料の話ですので、これ自体は市長の自分で判断されることだと思いますので、甚だ額が少ないというふうに

考えますが、賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、議案第11号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成総員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

○委員長（北田宏彦委員長） 次に、議案第12号、財産の取得について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） ないようですので、それでは、議案第12号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成総員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情の審査に戻ります。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎陳情第6号 新型コロナウイルス感染症対策における市長・副市長・正副議長・議員の月額報酬2～3割削減を求める陳情

○委員長（北田宏彦委員長） 陳情第6号、新型コロナウイルス感染症対策における市長・副市長・正副議長・議員の月額報酬、2～3割削減を求める陳情の審査を行いたいと思います。

本陳情については、市長及び副市長の給料の3割削減と、正副議長及び議員の報酬の2割削減を求める2つの内容となっております。

当委員会で審査を行う内容は、市長及び副市長の給料の3割削減の部分となります。陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

先ほど議案第11号について採決を行ったところ、原案可決となっております。

それでは、皆様のご意見を伺いたいと思います。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 事務局にちょっと質問というか、あれなんですけれども、陳情者が説明資料を出しているんですけれども、端のほうがか切れていて、読めない部分があるんですけれども、これ何て書いてあるんですかね。読めない部分はこれだ、森議員の脇のところに書いてある。あとは、北田議員の脇のほうに書いてあるところ。これ何かわざと線を引いて、陳情者が言いたいことが書いてあるんだと。

○岡部一男議会事務局長 ちょっと原本を持ってきますから、ちょっとお待ちください。

○委員長（北田宏彦委員長） 森議員のところは、市長はなぜ身を切ることをしない……

○岡部一男議会事務局長 コピーの関係で端が消えちゃったんで、特に何も作為があるわけじゃなく、すみません。原本を持ってきます。

（発言する者あり）

○岡部一男議会事務局長 今、読み上げます、すみません。

○花沢 充議会事務局副主幹 市長はなぜ身を切ることをしないのか。市がこれだけ頑張っているのにと。

○委員長（北田宏彦委員長） ご意見ございませんでしょうか。

土屋委員。

○土屋忠和委員 陳情書を見る限り、うちの事務所の近所ということで、陳情書の谷口様は国民、市民に対しての新型コロナウイルス感染症のまずはお見舞いの言葉を記載されておりますので、ありがたい文面だなと私は思いました。そして、市の財政、給付金等の指摘をされており、市民目線の希望や研究力を結集した陳情と拝見されます。これも我が市政にとってはありがたい言葉だと思っております。

でも、結論ですが、今回の陳情と議案11号と重複している内容等、方向性も多々同じものがありまして、私は議案11号を踏まえ、鑑みて、この陳情は採択いたしません。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋葉委員。

○副委員長（秋葉好美副委員長） やはり今、土屋さんが言ったような内容と同じで、ちょっとこれについてはちょっといかがかなという思いがあります。賛成には至らないかなと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 私は市長などの給料の削減だとか、あるいは議員などの報酬の削減など

については、非常に興味を持ってほかの議会でどうなのかなと、千葉日報、前に出ているのね。今日も八千代とか勝浦とか多古とか出ていますけれども、かなり削減が大きいところもあったりね。例えば10パーセントも3月末まですると10か月ですかね、のようなどころもありますけれども、そういうことについて全く触れていない議会も結構あって、おそらく削減はないということもあるんだと思うんですけども、そういう中で押しなべて見ると、私が見たところで一番多いのは6か月、10パーセントというところが一番多くて、このへんのところは市民からすれば、議員も市長も削減すればいいという市民も中にいるかもしれませんし、あるいは、そういうことよりもちゃんと仕事やってくれと、お金の問題じゃないんだと、こういうね、何も自ら身を切るって言って、自ら別に削減することを市民が求めているわけじゃないという意見もあるんですよ。そういう中では、決してその削減幅が少ないということもないし、妥当なんじゃないかなというふうに感じています。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長）　ほかの委員の方。

（発言する者なし）

○委員長（北田宏彦委員長）　私のほうから意見というかね、谷口さんの本陳情におきましては、本市の財政状況、あるいは新型コロナウイルス感染拡大の状況等を踏まえた中で、国会議員、あるいは各市町村の首長、そして議会が報酬を削減等している状況を鑑みて、同様の対応をするようにということで、市長・副市長に求めているものと考えます。このことには非常に本市の財政状況を踏まえた上でのお考えですので、非常に真剣に考えていただいている住民の方がいらっしゃるということで、感心するところでございます。

しかしながら、この陳情の中で明らかに市長・副市長については3割削減と明記されておりますことから、既に先ほどの議案第11号の中で、市長・副市長・教育長、自ら出された報酬削減案について、採択を行ったところでございます。このことから、本陳情については消極的な対応が仕方ないのかなというふうに考えるところであります。

ほかの方、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長）　それでは、討論ですが、希望者はありますでしょうか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員　私は先ほどの議案の中でも申し上げたとおり、本市の財政状況を悪くした一番の責任は市長にあり、2割3割でも足りないぐらいだと、退職金全額返上ぐらいの、

そのインパクトのあることをしてもらいたいと、そのように思うわけです。

また、もう一つ、それぞれの例えばそうはいつでも、生活費の面もあると思うので、金額返上しろというのは言い過ぎな面もある中で、常々私は市長の報酬は高過ぎるのではないかと。また、退職金等も含めると、これ3割くらい削減してもどうということはないわけで、また、教育長や副市長を見ていると、元公務員が退職して悠々自適に退職金をダブルでもらい、年金をダブルでもらい、報酬をダブルでもらうみたいなね、全く庶民の感覚からすると高過ぎるそういう状況で、3割4割削減してもどうということはないわけですね。この放漫経営の結果、財政状況が厳しくなった反省からすれば、3割程度削減は全く妥当である。また、先ほど総務課長がおっしゃっていましたが、これはとりあえず10パーセント削減するんだと、そういうこと、とりあえず当面というふうにさっきおっしゃっていましたが、当面10か月、私もその10パーセント、市長の気持ちとして削減したいというなら、それは賛成しましょうということで賛成しましたが、この厳しい財政状況は5年も6年もかかるというふうに財政課長自ら、また市長自ら認めていることですので、ぜひこの市民の陳情に対しては、願意は妥当だというふうに私は考えて、賛成をしたいと考えます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） その他の方、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

それでは、意見等が出尽くしたようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） お諮りします。

陳情第6号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成少数。

よって、陳情第6号は不採択と決しました。

以上で陳情第6号の審査を終わります。

以上で当委員会に付託されました陳情及び議案の審査を終了いたします。

次に、その他ですが、何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(北田宏彦委員長) 事務局のほうは。

○岡部一男議会事務局長 ないです。

○委員長(北田宏彦委員長) よろしいですか。

○岡部一男議会事務局長 はい。

○委員長(北田宏彦委員長) なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。
税務課、入室をお願いします。

(税務課 入室)

○酒井 総税務課長 先ほどの蛭田議員のご質問ですけれども、今回据え置いた場合に、県の標準保険料との差額を補うために、国保の財政調整基金からどのくらい取り崩さなければいけないのかという指摘だと思いますけれども、今年度8,000万円程度取り崩すといった見込みです。

以上です。

○委員長(北田宏彦委員長) よろしいですか。

○蛭田公二郎委員 はい。

○委員長(北田宏彦委員長) ご苦労さまでした。

それでは、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長(秋葉好美副委員長) 以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

皆様、大変にお疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後 2時12分)